

林業・木材産業経営安定化保証の概要

別紙1

(平成21年度第2号補正予算に基づく新たな信用保証の実施)

1 目的

住宅着工戸数の減少等により木材需要が低迷する中で、林業者・木材産業者は今後資金繰りが一層厳しくなることが予想されることから、林業者等の経営の安定化や雇用の確保等に取り組む際に必要な資金が円滑に融通されるよう、林業信用保証において新たな措置を講ずる。

2 保証申し込み受付期間

平成22年2月1日～平成23年3月31日

3 保証の内容

(1) 保証対象資金の内容

素材生産方式等の合理化、木材の生産又は流通の合理化、間伐の推進等に必要な運転資金及び設備資金

具体的には、林業経営基盤強化等暫定措置法又は林業・木材産業改善資金助成法に基づく計画(林業経営改善計画、合理化計画等)に係る事業の実施、間伐材や高品質木材の生産の実施に必要な資金

(2) 保証対象者

正常先もしくは要注意先とし、具体的には以下の要件を全て満たす者(ただし、最終的には基金の審査によります)

- ・自己資本が実質債務超過になっていない、または実質債務超過であっても改善の見込みがあること
- ・融資機関借入金に延滞がないこと
- ・融資機関借入金総額が原則年商以内であること

(3) 保証の範囲

原則100%保証

(4) 保証期間

運転資金については原則10年以内

設備資金については15年以内

原則として更新を認めない臨時保証扱いとする。

(法定の計画に基づく資金については当該計画期間内に限り更新可能とする場合があります)

(5) 連帯保証人及び担保

・連帯保証人 1名以上 (組合・会社の場合、代表者含む)

ただし、以下の無担保枠の内数として1,250万円を上限に無保証人とすることができます。

・担保 無担保の限度額8千万円 (他の資金と別枠。ただし、財務内容等を基金が審査して決定)
設備資金については、原則担保徵求とする。

(6) 保証料率

0.10～1.30% (財務内容、資金種類による)

4 償還方法

原則として長期保証分は分割弁済とし、最長2年の据置期間を認める。

5 問い合わせ先

独立行政法人農林漁業信用基金 林業部 保証課 Tel 03-3294-5585